

TNCポケット利用規約

この「TNCポケット利用規約」（以下「本規約」といいます。）は、株式会社TOKAIコミュニケーションズ（以下「当社」といいます。）が提供するTNCポケット（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する事項を定めた規約です。

（規約の適用）

第1条 この規約は、当社と本サービスを契約する者（以下「契約者」といいます。）との間の本サービスに関する一切の關係に適用されます。

2. この規約に定めのない事項については「TNCインターネット接続サービス基本約款（以下「基本約款」といいます。）」に定める関連条項を適用または準用いたします。

（規約の適用範囲）

第2条 この規約は、本サービスの契約者が個人の場合には契約者とその家族、法人契約の場合には契約者である法人または団体とその法人や団体に属する人（以下「法人関係者」といいます。）に適用されるものとし、契約者とその家族および法人関係者は、この規約を遵守する義務を負うものとします。

2. 契約者、その家族または法人関係者が、第6条（禁止行為）各号のいずれかの禁止事項を行い、当社に損害を被らせた場合は、その行為を契約者の行為とみなし、この規約の各条項が適用されるものとします。

3. 契約者、その家族または法人関係者が管理する状況の中で、第三者に本サービスを利用させ、当社に損害を被らせた場合も、その行為を契約者の行為とみなし、この規約の各条項が適用されるものとします。

（規約の変更）

第3条 当社は、この規約を随時変更することがあります。なお、変更の場合は、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、改定後の新規約を適用するものとします。

2. 当社は、前項の変更を行う場合は、予告期間において、変更後の規約の内容を当社の定める方法により契約者に通知するものとします。

（本サービスの内容）

第4条 契約者は、本サービスを利用し、インターネット上に各種データや、スケジュール等を保管・保持することができます。

2. 契約者は、本サービスの利用にあたり、当社が提供するメールアドレスを保有している必要があります。当社は、当社が提供するメールアドレス単位で本サービスを提供いたします。

3. 契約者は、本サービスの申込、利用開始、解約、その他設定等を、当社所定の方法により行うものとします。

(権利譲渡の禁止)

第5条 契約者は「基本約款」第13条(契約者の地位の継承)に基づく権利義務の一部または全部を第三者に利用させる行為のほか、譲渡、貸与、または質入等の担保権の設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

(禁止行為)

第6条 契約者は、本サービスを利用して、次の各号のいずれかに該当する行為(以下「禁止行為」といいます。)を行ってはならないものとします。

(1) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。

(2) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。

(3) 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、その名誉や信用、人権を毀損する行為、または毀損するおそれのある行為。

(4) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座もしくは携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為。

(5) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、映像、文書等を、送信もしくはインターネット上に公開、またはそれらを収録したものを販売する行為。

(6) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設する、またはこれを勧誘する行為。

(7) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為。

(8) 第三者になりすまして、本サービスを利用する行為。

(9) ストーカー規制法の対象となる、またはそのおそれのある行為。

(10) コンピュータウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を、第三者が受信可能とする行為。

(11) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為。

(12) 大量メール送信、当社もしくは当社以外の設備等または本サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為。

(13) 違法に賭博・ギャンブルを行い、またはこれを勧誘する行為。

(14) 違法行為(銃砲刀剣類や規制毒物の譲渡や販売、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む)する行為。

(15) 人や動物の殺害または虐待現場等の残虐な画像や映像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報をインターネット上に公開し、または不特定多数の者にあてて送信する行為。

(16) 人を自殺に誘引または勧誘する行為。

(17) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれのある情報や、事実無根の情報を不特定の者をしてインターネット上に公開等させることを助長する行為。

(1 8) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為。

(1 9) 上記各号のほか、法令、公序良俗またはこの約款に違反する行為。

(2 0) その他、当社が不適切と判断する行為。

2 . 契約者は、契約者により禁止行為が行われたことが疑われる場合において、当社が契約者に対して実施する調査に協力するものとします。

3 . 当社は、禁止行為が行われたと当社が判断した場合、契約者の事前の承諾なく、当該禁止行為に係る一切の情報を削除することができるものとします。

4 . 当社は、契約者が本規約に違反している場合、または違反するおそれがある場合、第三者から当社に契約者による本サービスの利用に関する苦情、異議の申出または請求等があった場合、またはその他の理由で不適切と当社が判断した場合は、契約者に対して、以下のいずれかまたはこれらを組み合わせた措置をとる場合があります。

(1) 本規約に違反するまたは違反するおそれがある行為を止め、同様の行為を繰り返さないように要求します。

(2) 第三者との間で、苦情、異議の申出、請求等の解消のための協議を行うことを要求します。

(3) 契約者が発信または表示する情報を削除することを要求します。

(4) 契約者が発信または表示する情報の全部または一部を削除し、または第三者が閲覧、利用できない状態におきます。

(5) 本サービスの利用を一時停止または中止させます。

5 . 当社は、第三者から本サービスに関して当社に苦情、異議の申出、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合には、契約者の事前の承諾なく、契約者によって本サービス上に保管された情報を閲覧することがあります。

(責任の制限)

第7条 当社は、本サービスが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、商品的価値を有すること、不具合が生じないことを含め、本サービスについて明示的にも黙示的にも一切の補償・賠償を行いません。

2 . 当社は、契約者が本サービスを利用することにより生じたファイルやデータ等の情報の消失、毀損等に起因する損害、その他本サービスに関連して生じた契約者および第三者の損害につき、結果的損害、付随的損害および逸失利益を含め、一切の補償・賠償を行いません。ただし、契約者に生じた損害が当社の責に帰すべき事由に基づく場合は「基本約款」第40条(損害賠償の制限)に準じて賠償請求に応じるものとします。

3 . 契約者が本サービスを利用することにより、または本規約に違反することにより、第三者(他の契約者を含む)に損害を与えた場合または第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は、自己の責任と費用をもって解決するものとし、当社に何ら迷惑をかけたり、損害を与えないものとします。

(本サービスの中止)

第8条 契約者は、インターネット接続サービスの契約者たる資格を失った場合、本サービスの利用資格を失うものとします。

2. 契約者が本規約に違反した場合、または禁止行為その他当社が不適切と認める利用行為を行った場合、当社は何ら催告することなく、契約者による本サービスの一切の利用を中止させることが出来るものとします。

3. 本サービス上に保管したデータは、本サービスの利用終了日から起算して30日の間保管され、30日経過後に自動的に全て削除されます。

(利用の制限)

第9条 契約者は、次の場合、当社が本サービスの提供を中止または一時停止することを了承するものとします。

(1) 本サービスの提供に関連する設備などの保守を定期的・臨時的に行う場合。

(2) 本サービスの提供に関連する設備にやむを得ない事由が生じた場合。

(3) 第6条(禁止行為)各号に定める行為、もしくは「基本約款」第31条(禁止行為)各号に定める行為を行い、またはそれらの行為に結びつくおそれがあると当社が判断したとき。

(4) その他、運用上または技術上、当社が本サービスの一時的な停止が必要と判断した場合。

2. 前項の規定による本サービスの提供の中止または一時的な停止により、契約者若しくは第三者に生じた損害に対して、当社は一切の責任を負わないものとします。また、当社は、一切の補償、賠償を行わないものとします。

(利用契約終了後の措置)

第10条 当社は、利用契約終了後は、契約者に対し本サービスに関する一切の責任を負わないものとします。

2. 事由の如何を問わず、利用契約が終了した場合における本サービス利用中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

(当社の義務)

第11条 当社は、当社の本サービス用設備を、本サービスを円滑に提供できるよう善良なる管理者の注意をもって維持するものとします。

2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかに本サービス用設備を修理または復旧するものとします。

以上

付則 本規約は、2011年10月1日より有効となります。